

## 第4章 若干の考察及びまとめ

### 第1節 矢田遺跡集落成立の前後

新潟大学 小林昌二

#### 1. はじめに

矢田遺跡周辺地域の歴史的な理解は、すでに「矢田遺跡をとりまく歴史的環境」(『矢田遺跡—平安時代住居跡編(1)』1990)とともに、「古代布生産と在地社会—矢田遺跡紡錘車の分析を通して—」などで示されている。とくに後者では、「6世紀後半より一気に多くの住居が造られ集落が形成され始めた」ことを指摘している。また本遺跡は、古墳前期の小規模な居住後に一旦廃絶し、その後古墳後期の6世紀後半から平安時代の10世紀後半にわたり継続的に営まれたことが明らかにされている。したがって、6世紀後半からの居住の意義は、「一気に多くの住居が造られ」というように、小規模の居住が順次に規模を拡大したのではなく、集団的な移住・定着という事態を想定させる。またその移住後の定着・継続が4世紀ほどの長い期間にわたったことは、集団のこの地における居住を支える生産・生活基盤が実現していたことも物語っている。したがって、この移住と定着には密接な関連があり、6世紀後半の矢田遺跡集落の第2の成立期には大いに注目する必要があると考える。

そのため以下の考察においては、本遺跡に密接する周辺地域に現われたミヤケの問題を手掛りにし、またこれを全国的な史的動向のなかに位置づけ、本遺跡理解の一助となることを目指すこととしたいたい。

#### 2. 緑野屯倉と佐野三家

矢田遺跡周辺には、周知のように緑野屯倉や佐野三家が存在した。しかし、それらの詳細は必ずしも明らかではないが、その成立の時期や位置などについてまず確認をしたい。<sup>(2)</sup>

『日本書紀』安閑二年五月甲寅条には、筑紫の穂波屯倉をはじめにして13か国に26の屯倉を置くという中に、上毛野国緑野屯倉がふくまれている。

さて、安閑二年は、『日本書紀』の紀年では535年のこととなるが、正しくは疑問とせざるをえない。また、これら大量の屯倉の設置記事は、何度かにわたる設置記事を一度に記したものであるとも考えられ、その屯倉設置の正確な年次は明らかであるとはいえない。<sup>(4)</sup> それでは屯倉の設置それ自体の信憑性はどうかという問題についても議論がないわけではない。26箇所の屯倉のうち、地名の遺称などから所在地が推定できるのは筑紫の穂波、鎌、播磨の越部、近江の葦浦、尾張の間敷、上野の緑野などの6つほどであり、あとの20の屯倉はその推定地が必ずしも明確でないか、あるいは不明である。しかし、この場合は第一に、大半の屯倉の所在が不明なのは、存在をしなかったことを必ずしも意味せず、逆に6つほどの屯倉の所在地が推定できる点に不明の屯倉の存在可能性が期待される。第二には、この屯倉の設置記事の三か月後の八月に、「國々置犬養部」、九月に「詔桜井田部連、県犬養連、難波吉士等主掌屯倉之税」の記事が続き、屯倉の守衛や屯倉の税の主管者のことなどが関連しており、単に設置した屯倉の名称を羅列した記事であると見なすことはできない。第三に、上記の犬養部に関連すると推定される犬飼（イヌガイ）の地名が、ミヤケの地名などに近接していることなどがすでに指摘されており、記事における屯倉の設置自体の信憑性が支証される。<sup>(5)</sup> 以上によつて、安閑二年紀五月甲寅条の屯倉設置記事は、『日本書紀』紀年の535年及び26か所の屯倉の一括設置につい

ては不明であるが、6世紀の前半から後半の時期にかけて、記事に掲げられた26の屯倉が設置されたと考えてよいものと思われる。

したがって上野国の緑野屯倉は、多野郡西部から藤岡市（緑野・倉屋敷付近）にかけての地名遺称により、<sup>(7)</sup>鳥川、鮎川、鏑川の溪口付近とも考えられているように、6世紀の前半から後半の時期にかけて設定されたと考えてよいものである。さてその場合、黛弘道氏が「犬養と神社との関係について」で補説し、群馬県多野郡「貫前神社の裏手を流れる高田川に犬飼橋があり、ここで毎年川瀬の神事が執り行われる」ことを例示している。<sup>(8)</sup>犬飼（イヌガイ）の地名の遺称は本章第4節で明らかにされ、貫前神社との関連を注目しているように屯倉の存在との関係は明らかであろう。したがって、緑野屯倉等設置の記事が犬養部の設置記事と一連のものであると考えられることによって、緑野屯倉は、地名の遺称とともに、神社と犬飼（イヌガイ）の関連も有するものとして考察する必要がある。しかし、黛弘道氏はミヤケとイヌガイとの遺称は近接するものであることを指摘しているが、ここで問題としている緑野の遺称地と貫前神社・犬飼橋との間はおよそ14～5キロメートルという大きな隔たりがあり、緑野屯倉の範囲とその中心をどのように理解すべきか問題が残る。しかしここでは、緑野屯倉が6世紀の前半から後半の時期にかけて設定され、地名の遺称とともに、貫前神社（あるいは近接する抜鋒神社）と犬飼（イヌガイ）の関連も有することを指摘し、問題の考察を最後に回してさきに進む。

次に佐野三家については、すでに尾崎喜左雄氏が「山ノ上碑」を詳しく検討し、成立年代とその地域とに<sup>(9)</sup>関して重要な提起をしている。まず、成立年代を「恐らく推古十五年（607）の屯倉の設置の一つに当たるものであろう。」とし、その地域を、群馬郡小野郷、片岡郡佐没郷、緑野郡小野郷を挙げて「恐らくはこれらを総括した地域の名称が『佐野』ではなかろうか。」としている。「山ノ上碑」を次に掲げてみる。

### 辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

佐野三家を定め、賜わった健守命の孫の黒壳刀自が放光寺の長利僧の母であり、その母の為に文を記したとある。辛巳歳の年次を天武九年（681）とするならば、推古十五年（607）との間は74年前となり、確かに三世代前としておおよそ妥当な範囲になるであろう。しかし、『日本書紀』推古十五年是歲冬の記事は「於倭國、作高市池・藤原池・肩岡池・菅原池。山背國、掘大溝於栗隈。且河内國、作戸苑池・依網池。亦每国置屯倉」とあるもので、その「每国置屯倉」とある「毎国」を、從来前掲の倭國、山背國、河内國であるとし、また畿内の範囲とするなど、直ちに全國の意味に解するにはなお異論が残るであろう。このことの是非は暫くおいて、別の角度からこの問題を考えてみたい。

『万葉集』卷十四に、「佐野」を詠んだ三つの歌がある。

- ・三四〇六号 「可美都氣野 左野乃九久多知 乎里波夜志 安礼波麻多牟惠 許登之許受登母」  
(上毛野 佐野の墓立 折りはやし 吾は待たむゑ 今年來ずとも)
- ・三四一八号 「可美都氣努 佐野田能奈倍能 武良奈倍爾 許登波佐太米都 伊麻波伊可爾世母」  
(上毛野 佐野田の苗の 占苗に 事は定めつ 今は如何にせも)

#### 第4章 若干の考察及びまとめ

- 三四七三号 「佐努夜麻尔 宇都也乎能登乃 等抱可騰母 称毛等可児呂賀 於母尔美要都留」  
(佐野山に 打つや斧音の 遠かども 寝もとか子ろが 面に見えつる)

さて、三四七三号の佐野山を上野国佐野の高崎市付近の山とする説もあるが<sup>(10)</sup>、根拠が明らかではない。その点では、三四〇六号の上毛野佐野や三四一八号の上毛野佐野田は、佐野屯倉の地に当てて理解できるものと考える。

三四一八号「武良奈倍尔」を「占苗」とした岩波古典文学大系の注は、「宇麻」(馬、三九九一号など)が「牟麻能都米」(馬の蹄、四三七二号)とも表音され、また「宇梅」(梅、三九〇六号)が「牟梅能波奈」(梅の花、八五一号)ともあるように「むらなへ」を「うらなへ」と解釈することは支持できる。

しかし、「うらなへ」を「占苗」とすることは、「佐野田の苗の」の前の句に拠るのであろうが、やや穿ちすぎているように思われる。その意味を「占いをする苗の意で苗代から一握の苗を抜き、その数によって吉凶を判断する」という。解釈をしているが、そうであるならば素直に、单なる「占相」(ウラナヘ)と詠み、「佐野田の苗の」句を懸詞とすることが良い。このように解釈する方が、果して佐野田の苗 자체を抜いて占いをしたかどうかを問題にする必要もなく、上毛野の佐野田と占相の神事との密接な関係が明らかになる。

次に、三四〇六号の「上毛野 佐野の墓立 折りはやし 吾は待たむゑ 今年来ずとも」の同注は、「折りはやし」について、「折って栄えさす。折って賑々しくする。おいしい料理を作ることをいうのであろう。靈ある植物の枝を折って分霊を作り、それを祭ることが、元の神霊をまつるのと同じことになると見る説がある。」と述べている。この解釈では、何故「佐野の墓立」なのか明らかにならない。むろん「吾は待たむゑ」という人の好物であるやも知れぬが、三四一八号で検討したように、「佐野田の苗の」「占相」を前提にすれば、「佐野の墓立」には願いを懸けるべき靈験があったと考えてよい。

次に、三四七三号の歌に戻ってみよう。同書のこの歌の注釈は「佐野山に打つ斧の音の遠く聞こえるように、遠くにいるが共に寝ようというのか、妹の姿が面影に見えたことよ」とある。「共に寝ようというのか、」というからにはそのときは当然夜のことと思われる。他方「佐野山に打つ斧の音」を樵りの木を切る斧の音であるとすると昼間のことでなければならず、時間的に合わない。注釈はこの点に触れるところがない。この歌が詠もうとしている時は、「寝もとか子ろが 面に見えつる」というように夜のことと考えられ、そうだとすれば夜に「佐野山に打つ斧の音」とは、樵りが木を切る斧の音とは考えられず、夜の神事の斧の音か、あるいは後述するような、多胡郡山部郷(ヤマノサト)の特質にかかる夜の生業の斧の音以外にはないであろう。ここでは、一応前者の神事に基づくとしておきたい。

次にこの句は「相聞」の編にはあるが、はたしてそのような意味にとらえてよいのか疑問である。すなわち、「可児呂」の「可(か)」は、接頭語「か」で、か弱いなどのように見た目にその様が感じとられることを表わし、「児呂」は「子ら」の上代東国方言である。したがって「児呂」は子供たちの意味であり、「児」を「妹」の意味で用いている例は少なくはないが、この場合は「妹」と解することは適当でない。したがって、この歌の意味は「佐野山に打つ(神事の)斧の音が聞こえないほど遠くにいる(我が身である)が、(斧の音が聞こえる我が家で)寝て横たわっている子供達の面影が浮かんで見える。」という親の心を詠んだものであろう。したがって、「佐野山に打つ斧の音」が、夜の神事の斧の音であるとすれば、この佐野山は、三四〇六号や三四一八号で見た「佐野田の苗の占相」に神意を聞き、「佐野の墓立」に願懸けの靈験があるとする共通した佐野であると推定できる。以上、迂遠な方法を採ったが、いささかの根拠をもって「佐努夜麻」を上毛野佐野と考えられることを述べてきた。

次に「佐努夜麻（佐野山）」の「夜麻（山）」は、単なる地形の山であるか問題である。佐野の辺りには「山」里があった。つまり、天平十九年法隆寺伽藍縁起流記資財帳にみえる多胡郡山部郷は、和銅四年三月辛亥条による多胡郡の編成に至るまで片岡郡山里であり、「ヤマノサト」と呼ばれていたであろうが、和銅六年五月の『風土記』撰進の詔以後に、漢字二字の好字として表記する「山部」（ヤマ）里に変化したと見てよい。さて、佐野の地を前述のように群馬郡小野郷、片岡郡佐没郷、緑野郡小野郷を総称するものと推定した尾崎説に従えば、佐野の地には当然片岡郡山里の地も含まれてしかるべきであろう。したがって「佐努夜麻（佐野山）」の「夜麻（山）」は、「山部」（ヤマ）里のことであった可能性が高い。この推定が正しければ、推古15年以後に成立した可能性をもつ佐野三家は、後に「山部」（ヤマ）里とされる地域を含み、山部を名乗る部民集団を抱え、また後に『万葉集』の歌にも詠まれる程に、占相に神意を聞く信仰を周辺地域に発達させた靈威ある神の信仰の拠点をなしたと思われる。

以上の検討によって、緑野屯倉は設定された時代が6世紀前半～後半にかけての時期であり、佐野三家は7世紀の初頭以降の時期であり、また前者が鏑川流域の谷、後者が鳥川流域の扇状地とその範囲を異にするが、一方の中心を地名が残る緑野に求め、他方の中心を佐野の山に求めるとするならば、その両者は鏑川・鮎川・鳥川の合流する河川交通の接点と碓氷峠に向かう東山道の交通の要衝の地点に重なりあう。このことは、「ミヤケが交通路と密接な関連をもつことを想定しておくことはミヤケの立地を考察する基礎的な視角になると考える。」とした千田稔氏の指摘を裏付けるものである。<sup>(13)</sup>

### 3. 佐野三家と上宮王家

多胡郡山部郷と上宮王家との関連の指摘はすでにあるが、これをどのように理解するかが課題である。<sup>(14)</sup>

天平十九年法隆寺伽藍縁起流記資財帳において、封戸二百戸の記載があり、ここに上野国多胡郡山部郷五十戸とあるが、その寄進は天平十年のことであり、その関連を示唆するところはないかの如くである。しかし、法隆寺伝来裂墨書幡銘などによって大和の斑鳩・飽波の地域を検討し、古代史の重要な問題に及んだ狩野久氏の研究が手掛かりになるようと思われる。<sup>(15)</sup>

すなわち、7～8世紀の斑鳩・飽波の地域には、額田部連氏、飽波評君氏、山部連（宿祢）氏がいたが、ここに飽波評が設置された理由には太子晩年の宮の飽波葦牆宮が存在したためであり、額田部皇女の乳母が額田部連氏の婦女と推定され、その額田部連氏の本拠地の額田部丘陵が佐保川、富雄川、大和川の三河川に囲まれ、佐保川、初瀬川、寺川などの大和の大きな川が合流する地点にあり、大和の河川の水運を利用するものにとって格好の土地であったことなどによるとする。

ここでは上宮王家に関わるものとして飽波評に関わる額田部氏との関係に焦点があり、また膳氏や平群氏との関連にも言及し、また前に掲げた山部連（宿祢）氏の本拠地が平群郡夜摩（山部）郷であり、平群郡の有力者であるとするが、上宮王家との関係には触れられていない。たしかに『日本書紀』やその他の上宮王家関係史料に明記するところはない。しかし、狩野氏の研究をもとに岸俊男氏が山部連氏と上宮王家との関係を明らかにしている。確かに岸氏の指摘するように、私見もまた『日本書紀』推古九年二月と同十三年十月に見える斑鳩宮が、法隆寺東院下層遺構とされており、平群郡夜摩郷にあることを考えると斑鳩宮や法隆寺の造営に山部連（宿祢）氏が深く関係したと考えることが自然と思う。<sup>(16)</sup>

そしてその示唆が、天平十九年の法隆寺伽藍縁起流記資財帳に法隆寺水田396町余のうち播磨国揖保郡には219町余、同寺園地31町2反のうち12町2反、同寺山林等26か所のうち播磨国に21か所、同國の揖保郡に5か所、同寺庄地46か所中播磨国3か所、うち同國揖保郡に1か所と記載され、法隆寺の経済的な基盤が播磨国

#### 第4章 若干の考察及びまとめ

の各郡、とりわけ揖保郡に存在していたことを窺わせるところにあると考える。また天平十年に施入された法隆寺封戸二百戸のうち、五十戸はすでに記した上野国多胡郡山部郷であり、五十戸は播磨国揖保郡林田郷で、他は但馬国朝来郡枚田郷、相模国足下郡倭戸郷の各々五十戸であるが、この播磨国揖保郡林田郷が天平十年法隆寺の封戸とされたが、播磨国揖保郡はすでに見たように法隆寺経済においてそれ以前から格別な地位にあったことが注目されるからである。その水田については、法隆寺伽藍縁起流記資財帳や『上宮聖徳法王帝説』に天皇が上宮聖徳法王の法華經・勝鬘經の講説のために賜与した五十万代の水田の一部であると記されており、したがって起源が推古朝に遡る可能性は高い。このように天平十年の播磨国揖保郡林田郷の封戸施入には揖保郡地域の法隆寺との親密な歴史的的前提が考慮されたと推定される。

次に、『播磨国風土記』宍禾郡条によれば、難波長柄豊前天皇（孝徳）之世に宍禾郡（評）は揖保郡（評）より分かれたという。孝徳朝の立評は、その規模において種々の議論はあるが事実としてよく、したがってその分離の信憑性を認めてよいとすれば、以前の宍禾郡（評）と揖保郡（評）とは一つのまとまりをもった地域であったと考えられるのである。問題はこのまとまりの要素をどのように考えるかである。『播磨国風土記』の両郡の記載には、上宮王家や法隆寺の記載が全くないのも不思議であるが、次のような記述が注目される。

- ① 比保郡条広山里に続く意此川の記述に、出雲の御蔭大神が神尾山にいて道行く人を遮ったので、伯耆・因幡・出雲の人が朝庭に憂い申したところ額田部連久等等を遣わし、祈禱させた。
- ② 同郡大田里に続く鼓山について昔、額田部連伊勢が神人腹太文と闘った。
- ③ 同郡大家里は旧大宮里であるとし、勝部岡は小治田河原天皇之世（推古）の御世に大和の千代の勝部を遣わして田を開墾させた。
- ④ 同郡越部里は、勾宮天皇之世（安閑）に但馬君小津が三宅を造って仕えた。
- ⑤ 宍禾郡の郡家の置かれたところを矢田村と名づけた。
- ⑥ 同郡に比治里があるが、山部比治が里長に任じられた。
- ⑦ 同郡にある安師里は、旧酒加里といい、その後山守里といったのは山部三馬が里長に任せられたからであった。

以上のように『播磨国風土記』の宍禾郡（評）と揖保郡（評）には興味深い記述がある。そのなかで特に額田部連氏に関する伝承が複数あることであり、また額田部連氏のみならず里長に任じられた山部氏が複数存在していることである。この山部の存在は平城宮木簡などからも裏付けられる。また、意奚・袁奚王を発見した山部連少楯の記述が賀毛郡と美囊郡とに見られ、また『日本書紀』清寧紀二年十一月条にも同様の伝承があり、これらの地域の山部の広範な分布と伝承とからこの地の山部と山部連氏との緊密な関係が窺われる。

このように額田部連氏や、また山部連氏を伴造とする山部の広範な存在は、法隆寺伽藍縁起流記資財帳に見える推古朝の寄進に始まるであろうことを揖保郡の水田や山林などについて示唆する点であり、この水田や山林が宍禾郡（評）と揖保郡（評）とにまたがる一つのまとまりの要因ではなかったか。

随分と回り道をしたが、天平十年に上野国多胡郡山部郷が法隆寺の封戸になったことも、その封戸が山部郷（山里）であり、山部氏の居住が確認されるところから、上宮王家や法隆寺との歴史的な関係の可能性が十分考えられてよい。そして前述のように、佐野夜麻が山里であり、佐野三家がこの地域に設置され、またその設置が推古十五年ころでおかしくないとすれば、山部連氏の協力によって上宮王家が東国に進出する一拠点を設定したと見ることもあながち不当とは言えまい。

『日本書紀』皇極紀二年（643）に上宮王家の継承者である山背大兄が、居所斑鳩宮を蘇我臣入鹿の部隊に襲われた有名な事件がある。山背大兄は斑鳩宮を逃れ、贍駒山に隠れたそのときに従者の三輪文屋君が深草屯倉に移り向かい、ここから馬に乗って東国に至り、乳部をもとに師（いくさ）を興して戦いましょう、そうすれば必ず勝ちましょう、と勧めたという。ここにいう東国と乳部が具体的に如何なるものであったかはむろん明らかではない。天平十年の法隆寺伽藍縁起流記資財帳にみられる水田以下の資財のうちに、封戸の相模国足下郡倭戸郷の五十戸を除いてはそれらしいものはない。東国とその乳部に頼れば蘇我臣入鹿と戦って必ず勝たんという話は、法隆寺伽藍縁起流記資財帳から推定される経済基盤からいえば西国にこそ拠点があってよいように見え、いささか作り話めくが、しかし上宮王家の経済基盤が全て法隆寺に伝えられたわけではないことを考えれば東国とその乳部の話は見逃すことができないと思う。したがって佐野三家もあるいはそうしたもの一つであった可能性も捨て切れないのである。

#### 4. 金井沢碑文と知識

神亀三年（726）の年紀があり、上野国群馬郡下賛郷高田里を本貫にする三家の子孫達である、現在の家刀自や上毛野君の一族とされる池田君や物部君の男女6人、そして知識として結んだ三宅毛人以下3人の名前を記して、七世の父母と現在の父母の菩提を弔い、互いの知識を天地に誓願した内容の金井沢碑文は、從来畿内を中心に考えられがちな知識結の東国における広がりを示すものとして注目される。

我が國の最も古い知識として知られるものは癸未年（623）の紀年をもつ法隆寺釈迦三尊像銘の「信道知識」<sup>(17)</sup>であり、丙寅年（666）の野中寺弥勒菩薩像銘には「栢寺知識之等、（中略）友等人数一百十八」とあるよう<sup>(18)</sup>に7世紀後半には畿内の中心部において行なわれていたことが知られる。この場合「栢寺」を橘寺と解する説<sup>(19)</sup>があり、上宮王家・法隆寺系統の僅かな関連が推察される。

次に、前述の上宮王家・法隆寺の影響関係を不明とする以外にない天平6年（734）の奥跋をもつ石山寺一切経中の播磨国賀茂郡既多寺の大智度論知識経は、恰も加茂郡の戸籍を見るの感がある、と評されるような加茂郡内における広範な人々による知識経として注目される。ここに知識を結んだ人々として、僧尼が5人、針間国造氏、国造氏、針間直氏を名乗るもの31人、山直氏が8人、佐伯直氏が4人、以下中臣氏、平群氏、物部連氏、衣縫造氏、車持連氏、民直氏、大野君氏、神田君氏、妹臣氏、石作氏、六人部氏など十一氏が1～2名、不明2名の63名が知られている。この播磨国賀茂郡既多寺の大智度論書写の知識を結んだ氏族の様子を見ると地元播磨の伝統的一族が半ばを占めながら、大和の伴造系氏族につながる氏族が目立つようと思われる。ここにあるいは畿内の大和、河内地域（あるいは上宮王家・法隆寺関係）のかすかな影響関係を見ることができるものかもしれない。

こうした播磨国賀茂郡既多寺の知識経と金井沢碑の知識とは、経と碑とで異なり、知識結の地域的広がりが異なるなど種々の点で相違するところが少なくない。しかし、金井沢碑の知識でも氏族的関係などその畿内地域との関係が如何なるものであったのか考えてみなければならない。金井沢碑の知識では、その氏族の記載内容からその関係を直ちに指摘することは困難であるが、三宅（＝屯倉）の子孫達によることが注目されてよい。ここに知識結が東国においても共通した現象として早期的に行なわれた理由があり、また畿内地域との密接な関係がやはり考えられるのである。その密接な関係を具体的には4項までの検討の結果から上宮王家・法隆寺系統と見なしたいが、今は明確な根拠を欠くのでささやかな参考程度で満足しなければならない。

## 5. おわりに

おわりに、本節第2項で保留した緑野屯倉の範囲とその中心の理解について触れたい。すなわち、問題の緑野の遺称地と貫前神社・犬飼橋、そして第4節に指摘した両地点との間はおよそ14~5キロメートルの距離があり、屯倉と犬飼（イヌガイ）の遺称地が近接するとの指摘に矛盾するという点でこれを別の第2の屯倉とする見方が第4節の指摘のように当然あってよい。しかし、緑野の遺称地の地理的位置は第2項で見たように鏑川・鮎川・鳥川の合流する河川交通の接点と碓氷峠に向かう東山道の交通の要衝の地点にあたる。したがって千田稔氏のいう「ミヤケが交通路と密接な関連をもつことを想定しておくことはミヤケの立地を考察する基礎的な視角になると見える。」に基づけば、河川交通の接点になる地点から碓氷峠に至る間の交通の要衝を押えるとともに、その交通路を確保する機能を目的にしていたとみてよい。こうした視点に立つと緑野の遺称地はその河川交通の接点にあり、貫前神社・犬飼橋と犬飼（イヌガイ）の遺称地は、碓氷峠の山間部への起点に当たり、それぞれ相互に重要な結節点にあることを考えると二つの遺称地が推定させるミヤケ施設の存在物が異なった支配・管理機能のもとにあったとは考え難い。したがって、二つのミヤケの遺称地は、緑野屯倉の範囲におけるいくつかの施設の存在を語るものと考えたい。

以上の理解に基づくと、矢田遺跡は完全に緑野屯倉の範囲の中に存在することになる。そして矢田遺跡集落の第2の出現期は、この周辺の6世紀後半に出現する集落遺跡と同様に緑野屯倉設定の時期に重なる可能性がきわめて高いものとなる。

次に佐野三家の設定は推古朝としてよいことを述べたが、それは上宮王家の進出を背景にしたと考えられる痕跡について触れた通りである。和銅四年三月の多胡郡成立以前の片岡郡山里は、緑野の遺称地と指呼の間にあり、鏑川沿いの谷とは山一つ隔てた鳥川沿いの谷を通って碓氷峠に向かう起点に当たる。佐野三家も鳥川沿いにかなり広い範囲にわたるとみられるのも緑野屯倉と同様の機能のためであり、片岡郡山里がその中心の一つであったと見てよい。

物部氏が卓越する緑野屯倉の地域から上宮王家の痕跡を残す佐野三家という6世紀後半から7世紀前半への二つのミヤケの移り変わりという結論は、中央における物部連守屋の滅亡と蘇我系の上宮王家の台頭という余りにも重大な政治権力の消長に重なってくるのでなお慎重な具体的な事実に基づく検討が重要である。

(1) 中沢悟・春山秀幸・閑口功一「古代布生産と在地社会—矢田遺跡出土紡錘車の分析を通して—」(『群馬県の考古学』群馬県埋蔵文化財調査事業団十周年記念論集、1988年11月)

(2) 尾崎喜左雄『上野三碑と那須国造碑』(『古代の日本』7 関東、角川書店、1970年6月)『上野三碑の研究』(尾崎先生著書刊行会、1980年1月)

(3) 林屋辰三郎「継体・欽明朝の内乱の史的分析」(『立命館文学』88号、1952年9月、後『古代国家の解体』所収、東京大学出版会、1955年10月)など。

(4) 館野和己「屯倉制の成立—その本質と時期—」(『日本史研究』190号、1978年6月)は、「しかも『紀』は名代・子代の屯倉を継体・安閑朝に集中させ、かつ伝承の残っているものはいずれも安閑妃に関するものであり、その中でも春日皇后に関わるものが多い。これも『紀』の潤色の結果であると考えるべきであり、それをそのまま信用することはできないのではないか」との氏の見解は、従来の屯倉研究を踏まえた妥当な理解であると考える。したがって『紀』の潤色の仕方やまたその基となった事実の如何をどのように確認していくのかが課題である。

(5) 津田左右吉『日本上代史の研究』(48頁、岩波書店、1947年)、『日本古典の研究』下巻(80~82頁、岩波書店、1950年)。原島礼二『日本古代王權の形成』(校倉書店、1977年9月)は、津田説でいう『日本書紀』編者の潤色が、欽明紀以降の屯倉記事を基準として、これを陰陽五行説識織説にいう陽数から割り出して9人の天皇の年数に割り当てたものとする大胆な解釈を示した。しかし、設置の時期はともかく、陰陽五行説によったとしても屯倉の設置として重ならない屯倉については以下の本文のように考えられよう。

(6) 黒弘道『律令国家成立史の研究』序論第2章大和国家の財政(吉川弘文館、1982年12月)

(7) 前掲注(2)尾崎喜左雄『上野三碑の研究』(尾崎先生著書刊行会、1980年1月)

(8) 前掲注(6)黒弘道『律令国家成立史の研究』序論第2章

(9) 前掲注(2)尾崎喜左雄著書

(10) 岩波古典文学大系『万葉集』三、三四七三号注

## 第1節 矢田遺跡集落成立の前後

- (1) 『寧楽遺文』中巻、1962年10月、  
合家封貳百戸永年若在岡國、  
播磨国揖保郡林田郷五十戸、但馬国朝来郡枚田郷五十戸、  
相模国足下郡倭戸郷五十戸、上野国多胡郡山部郷五十戸
- (2) 関口功一「上野国多胡郡山部郷に関する覚書」(『信濃』36—11、1984年11月)、小林昌二「日本古代鉄生産集団支配に関する一試論」(『社会科』学研究 9、1985年1月)
- (3) 千田稔「ミヤケの地理的実体—畿内とその周辺における立地と地割の問題—」(『史林』58—4、1975年7月)
- (4) 前掲注(2)関口功一論文
- (5) 狩野久「額田部連と飽波評—七世紀史研究の一観角—」(岸俊男教授退官記念会編『日本古代政治社会史研究』上巻、塙書房、1984年、後『日本古代の国家と都城』、東京大学出版会、1990年9月)
- (6) 岸俊男「山部連と斑鳩の地」(『古代の日本』6 王権をめぐる戦い、中央公論社、1986年10月、後『日本古代文物の研究』塙書房、1988年1月)が、山部連氏と法隆寺との濃密な関係とともに聖徳太子の御杖代として山部連一族が仕えたことを初めて具体的に指摘している。
- (7) 『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館、1976年)
- (8) 前掲注(7)
- (9) 前掲注(7)
- (10) 田中塊堂『日本写経綜鑒』(思文閣、1974年)